

請求書の記入方法

被保険者(請求者)記入欄について

- ① 死亡した者の保険証の**記号と番号**を記入して下さい。
- ② 被保険者本人の死亡のときは死亡した者の氏名ではなく、妻など請求者の氏名を記入して下さい。
- ③ 請求者の住所を記入して下さい。
- ④ 会社の名前と本社の電話番号を記入して下さい。
- ⑤ ②の請求者と直接連絡がとれる電話番号、もしくは担当者の連絡先を記入して下さい。
- ⑥ 保険証の中段に書いてありますので確認して記入して下さい。
- ⑧ 死亡の直接の原因（ケガや病名）を記入して下さい。
- ⑩・⑪・⑫は被保険者が死亡した場合のみ記入して下さい。
- ⑬・⑭は被扶養者が死亡した場合のみ記入して下さい。
- ⑫ 被保険者からみて請求者との関係（続柄）。
- ⑭ 被保険者からみて死亡した方との関係（続柄）。
- ⑮ 死亡した原因が交通事故などで相手がいるものであるか否か。

事業主の証明欄について

- ⑯ 証明日を必ず記入して下さい。

支払金融機関(振込先)・受取代理人の欄について

- ⑰ 通帳を確認のうえ振込先をして記入して下さい。
- ⑱ ②の請求者と違う者の口座に振込をする場合に記入して下さい。
夫婦や親族など姓が同じでも請求者の㊟と預金の名義人の㊟は、違う印を押して下さい。
②の㊟と⑱の上段の請求者の㊟は、同じ印にして下さい。

必要な添付書類

	被保険者本人（当組合の組合員）の死亡の場合		家族の死亡の場合 （被扶養者）
請求者	扶養に入っている方 （被扶養者）の請求	それ以外の請求	被保険者の請求
添付書類	原則として添付書類はなし	(イ)被保険者の戸籍謄本（原本） (ロ)死亡診断書の写し（表面の事業主の証明があれば不要です。）	原則として添付書類はなし
備考	<p>※別途必要書類が必要になる場合があります。 下記問合せまでご連絡ください。</p> <p>任意継続被保険者の場合は以前の事業主の証明は不要。ただし、<u>埋葬許可証の写か死亡診断書の写が必要</u>。これらの添付書類はお返しいたしません。 交通事故による死亡の場合はこの他に別の書類が必要になります。</p>		

問合せ先 給付課 03-3661-2254 まで

東京織物健康保険組合 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-6